

志保之利  
三篇十三止

1曾5  
508  
4.3



5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

卷 43  
15  
508



卷之十三

○明王百穀明萬曆中人也三拙曰五難姐十五庖之拙者椒料多匠之拙者篋釘多官之拙者文告多云云

之湖之縣の吏無に禁約文告の詔と郊野ノ布内ノ利害を條陳す凡議連篇累牘已々貪を以て自其虛を術へと拙うと云ふれてこそ才と能くと多くは其事に官人としてて極く重ねる者也

○藤原信頼友京成親王初童殿上人として男父として寵を蒙るもやせ幸もしく御子よとまで於あむべに相國ろわのをぬく貪婪の念より亡

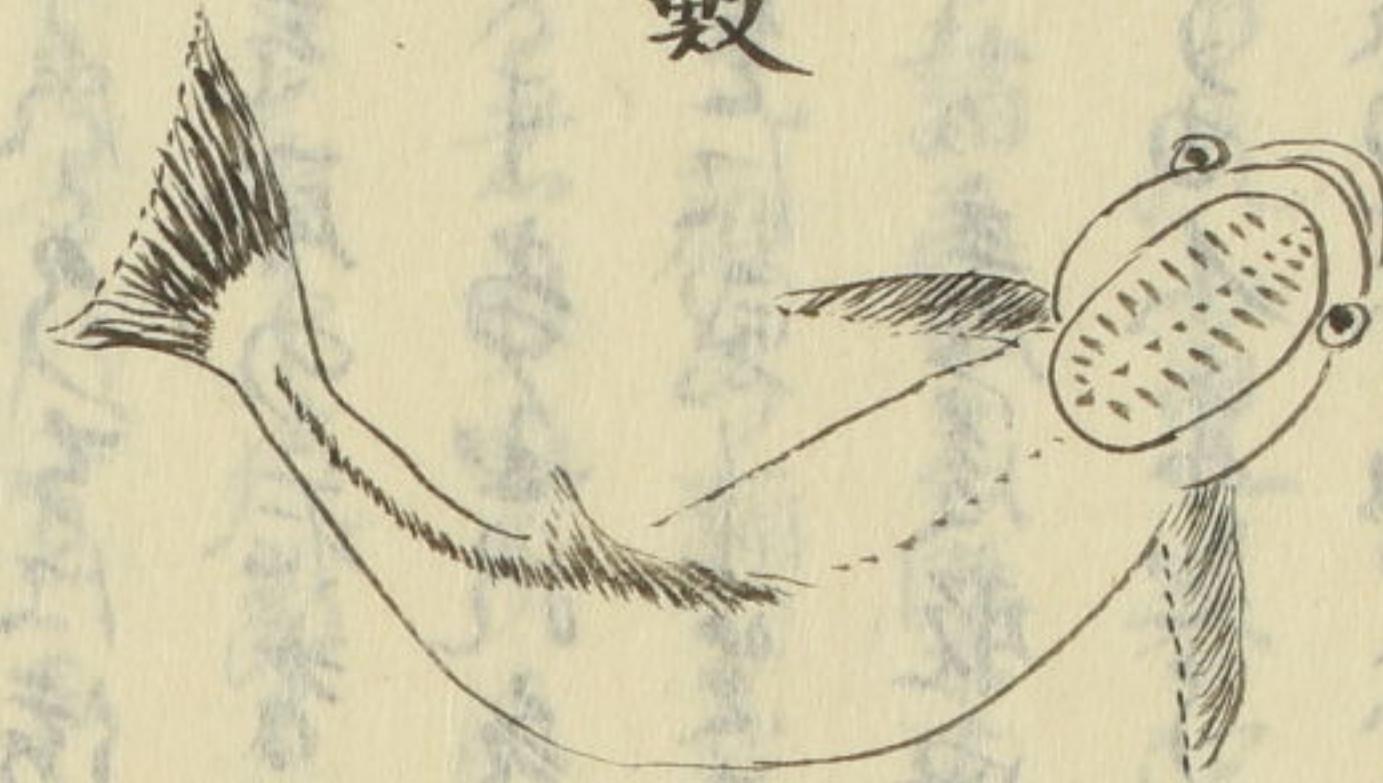
○礼を終へて君の内也ぬも自ら一えりほ  
伝教ハ平治の亂をよ一て説きされ故親ハあえ  
謀叛にして取て死に死モテニ卿ハ後白河帝室多  
幸也モト

○我所よりか兒暴深の歎より是よ死す老臣  
夏口を諸醫大槻とあく治療の方をうがや  
食厥氣厥の類亦あ、暴深に混一見かう年  
と鴻の老少の五年前にあら胡鮮の醫者注寄  
斗文は麻下院医者某さんとの役日は忘温撃と解  
ちうとちうとて五度の革とて療を一と並  
きう温補する者とあに反キリ彼世病いたりゆく  
知りと云しに長治より牙引付をひ醫曰役者  
尼からひうちて併て療する事しれ凡そ西國ハ  
暴深氣厥の症有りて少すくは多く公事六  
月づくすある事多き事あつて甚しく水氣渴  
あり是に感一生涯人られハ辟胃氣薦して漏泄  
一あう産後脱血脱氣して暴死もあけまのみ  
多くゆる人をとくらむく行ひ放ひ一一世とれ  
て多めの生多くハ害ありて温補の療法無き  
せんそれと重仰敷吸及びもが今人多の大利と  
めら行ひ至れ信て又害あるを申ゆる今日本人  
温利もあれまじの革成用するところ行ひ放ひ

の事間どありと云ふと云ひ

六月乃末漢人不よどて持來り  
西因よ行おふ人お丈のあまを頭と  
永よ解れ歌れそ身と動一にてお歌を  
と覆し行ら歌人よと懼もと  
云けよとひ乃をかうめ歌ひく  
して絃の尾よ此もあめの爐  
よひたりねは行てまきれすも

小判紋



小判紋

やしに不思議な事あるが、判決はどやどや、新兵たるもの  
金持乃尊たり。たる因果の深ふと身を覺ゆべとつ、  
ナリ又物税ナリ。小判と裁くとくに、怪のアハ海難の  
豫りより、まことに海をあくと、さて船の匂い時、自  
ち夜ねこ一鉢、片うち見とくもろくともうむを思  
云一トは良せにあく、甚風のをばよ、高瀬に引  
ひくらとまくらり、坂ノ山そくに、此岸虚妄が様  
ことじあるぬ一トが、アハアハアハ  
。お家々の、うす  
○ 本居宣長(あとまかづかうの心をれて、筆をもあえ  
又お顕のうす)

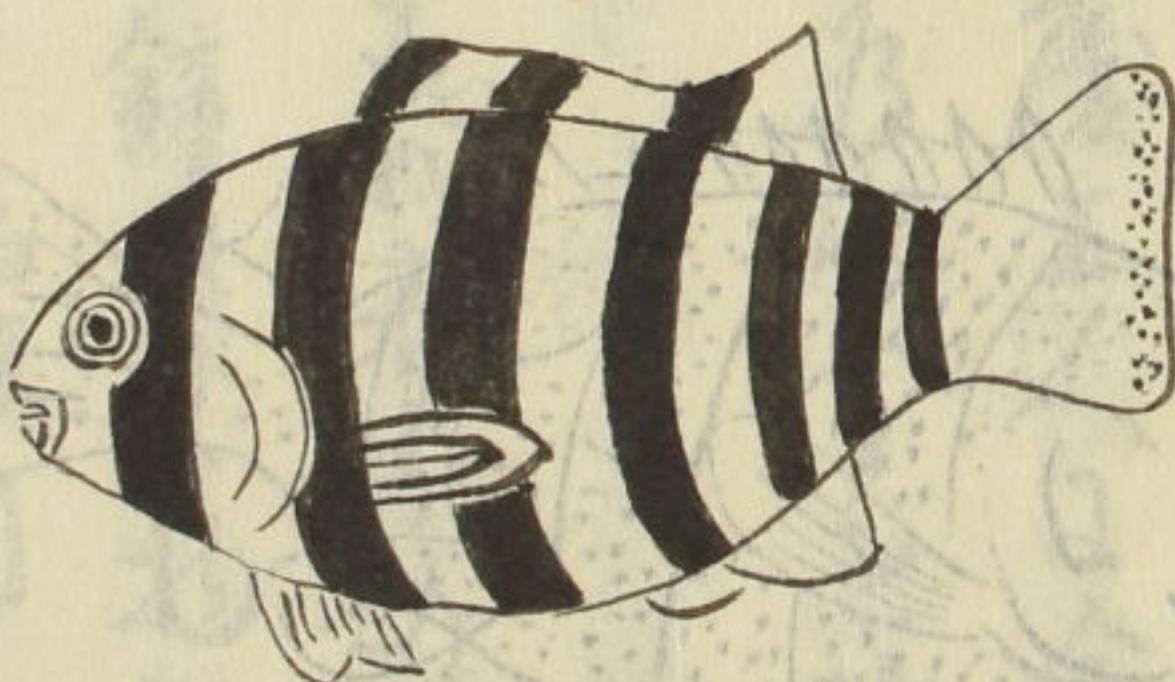
國事より國事より萬代の三づれと一七九九年

云々ハ多量未経よき田裏家田有尾高文定と説ありてん  
ありたり

○或傷歎食の時戒人をねむと云れハ本記トハシム本之  
何をと向ハ天竺のあらうとよひにして得しをとゆ  
くも思ハナリトには比砂糖より高郵(マカイ)にて運羅文趾  
及ヒ阿蘇泥琉球等ヒ砂糖ありニシテ而して派キシ事  
主國に既產ありリカゲアに傷のどう一と云ひ  
あるモ(一)

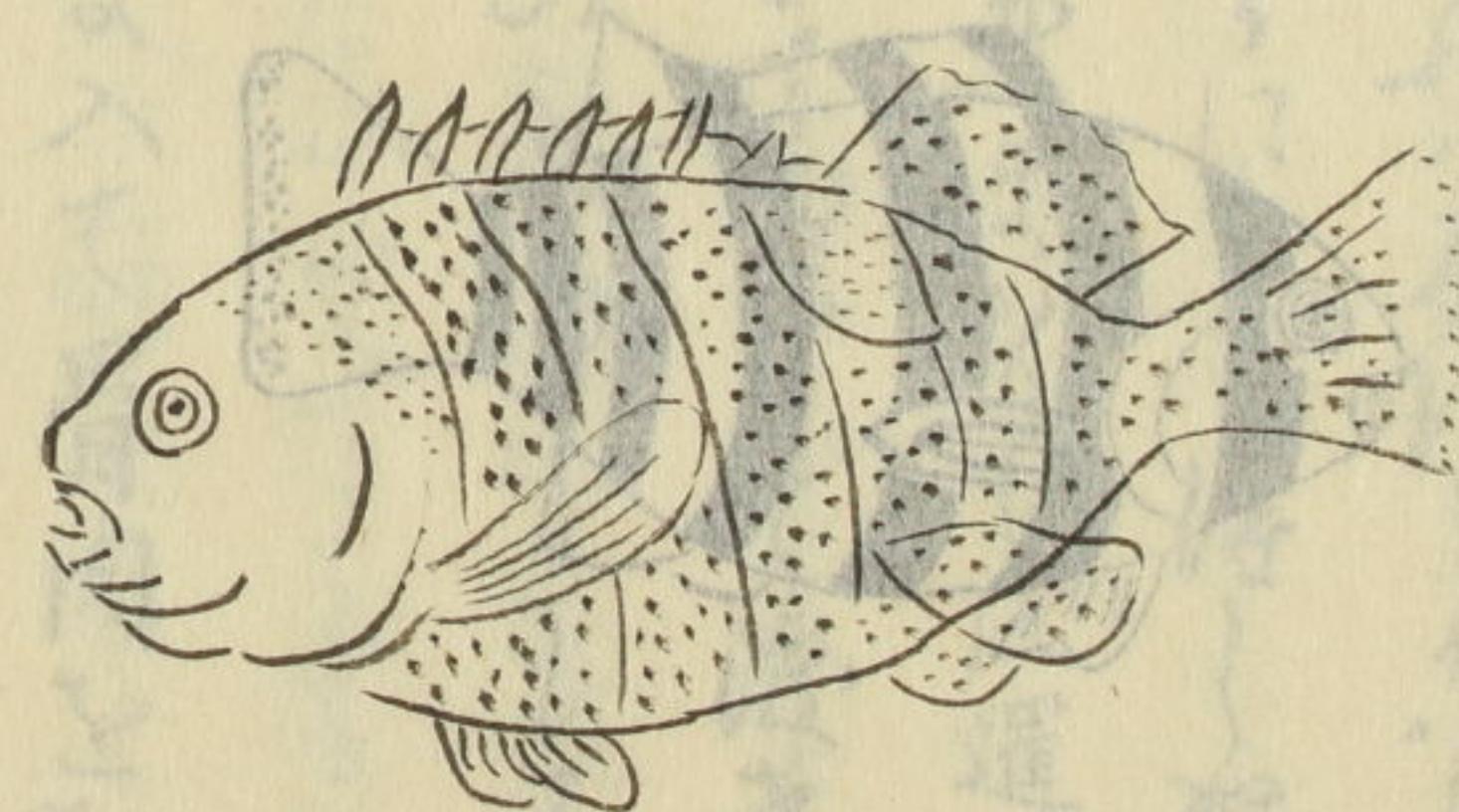
○佛經に一人人自沸く湯鑊又入て骨肉を燃難  
真齋をも含ムト申すと云リ體忌極くに花柳粧  
女を身とて八の家よられハ爐を販て活命要急是れ  
細鱗石ろくりれいの

○世尊聖圓の沖小至  
漫者も云々成詳小  
甚能矣あくまア  
細鱗石ろくりれいの  
多く味りうくして流  
莫のと(一)



○又一種黒鯛と云ひり是  
馬網の類にして多有する  
物なり海中の魚類あるも  
多くは日本より東海  
西洋小瀬南瀛凡乞多氣  
ハ生れし方回一からず

似る也



○洛東真正極樂寺堂不退轉の念佛ハ河洲玉子珂  
居工人我獨竟西相公のゆゑに願をかて始て創じ  
より承く後無小僧の南遊東大寺念佛堂の常懸  
悉つ院の萬つニ竟於院の三度工人よ今して靈  
仙院殿瑩珠院殿西丈人燒沙翁に金を捨て始  
めハナカナアリ

○鼓乃立リニテナハ心も止ま立ハシレ香火の音にて落  
墜多生死矣あれ之夙夜通因  
れのま鐘聲ハ妙なり  
云々うハ妙音落多の音放のミ白鹿回一金をば  
か聲ハ清來にて産ムモ斯ト一毛立秋の事

五經要

○府下貧醫來便易可トヤキ  
難モテ地の女あり妻死子又無男と  
教ありトシ家トシとあり窓戸トシて又親友缺焉  
しもと無乃愁トシ一之身トシ方トシよりて嘆  
筆者業トシアリトシかトシ常月トシ六日トシに仇トシ  
死トシ自トシのつトシと手トシ手トシ辞母トシの哀歌  
かトシと嘆トシて煩トシうおトシ終トシタ乞トシ親トシうトシ  
同トシをトシに冻トシ餒トシにあトシ人トシ心トシ死トシて中トシ  
のうけらかりトシともあるトシ一時トシの至トシも多トシ飢トシも  
固トシくトシと呂トシとうトシ竹トシあトシと書トシけトシとかトシゑトシ  
ゑトシもあトシれトシ年トシ大トシとおトシせよトシに冬トシまトシ  
ありトシとそトシとトシされトシくトシ一トシ彼トシ思トシよトシめトシ  
もとろに誓トシて死トシそトシとあトシすトシてそトシをトシ  
にトシひトシと書トシ残トシりトシうトシせトシとあトシれトシて  
寒トシ朝トシよトシ後トシのねトシうトシ金トシニトシあトシと福トシアリトシすトシは  
病トシよトシ死トシるトシはトシあトシんせトシのトシをかトシへ一トシ端トシす  
ぞトシ伊トシ世トシよトシ薙トシ食トシもトシて死トシれトシ一トシ捨トシ却トシ  
潔トシ服トシとトシて戸トシとお禮トシよトシ面トシと仰トシて乞トシもトシし  
万トシくトシに只トシ切トシて死トシきトシ志トシもあトシるトシもトシ一トシ秋トシ  
秋トシ敵トシ友トシ被トシの門トシ裸トシ衣草トシ食トシの者トシ死トシせトシるトシま  
たトシあるトシ附湯トシとトシ作トシうトシこトシもトシあるトシとトシれて酒トシ  
酒トシ一トシ孤トシ另トシ落魄トシにトシて死トシとトシすトシとトシいて死者トシ  
の名トシをトシいトシばトシよトシこトシおトシすトシいトシあるトシよトシ

寛初より湯一つにびくとんびーかば人あふる能すば  
寒一含らんとあゝてにまモツツの湯か一聲  
死りて死りとあり、うち毎日を食ふてあれ世に  
多きもそれ者よりひづけうれゆ材の門は休むが  
猶と様りぬをよましもあらずす御先食を力と免よ  
とソムトムを今も五十九令を含むてほる  
う身の五バーチもあくつしもあらましけるよく  
死してほんじを海ークタラヒシテ終よき川のえ  
海あくらへとほりりくどうやあられあらきすれども  
。數珠の多少後況如何曰瑜伽念珠經云念珠分別有  
四種上品最及中下一十八十以為上百八珠為最  
勝五十四珠以為中二十七珠為下云々其他四十二顆  
及二十一顆之念珠ハ陀羅尼集經ニ出十四顆ハ數  
珠功德經の說ニ見(キ)近世三十六珠の念珠を  
用是出處を不考核するに一百八顆と三分にして  
製さる物なり

○如よきを夢泡無<sup>レ</sup>先弘化の時あるとよりてある  
モ<sup>レ</sup>くすとよ松こう返すとことともあらずとぞ度  
にも因<sup>レ</sup>夢泡あるとよ松中にて著成快ふとゆ  
ふ者と佐と度音<sup>レ</sup>放逐<sup>レ</sup>て快ふと云と也  
。玉笑零音<sup>レ</sup>云人之初生以七日為<sup>レ</sup>臘人之初死以七  
日為<sup>レ</sup>忌一臘而一魄成故七<sup>レ</sup>四十九日而七魄具

矣一忌而一魄散故知鬼神之情狀

○去下西南京廣東の船八艘長門豊前肥前等の海上に漂泊一舟側ひぬくを併あすりハシミドリ黒豆ラキ酒よ傍くろ流とて船うしろも船敷又今年戊午ノ裏船被西海に漂着る船と放れと車に坐く退てま車リ泊小倉の小室原家より始して遊船のまゝと達リ二十数箇三十数箇みて地方十七八省ほくちを毛船も祇り人と云ふたにあらずかくぬ一但事主より害ありとも私退は可かうと宣示のを司令官より一小室原家からきうやきうへ陸船の方倉を令のまことにりれども海とらひのうと一兵士を令て放つじどうちみ酒船の訴立ばまうちとて浪あたあひと謂うる日卯二月十日風やく海狂うて是れ船乃の小倉の船へと合て大船よ無事とて浮上毛く少船一艘小豆野二人水主ニ家を陸船名號三十枚三主間又六方斗にて放つて一令一百艘余桟をろよ疏を放り玉ねんニ余津船固厚するきをよみよ船とかく凶くよ人多くされ死傷わざく見一そくうちに放船の大船一叶よ近敷をうひ缺いきを室東に船をうちね年既終不捕船卒たあち小室原右近の壁の三箇所を書きとあうりのひの

去月十六日唐私返拂之國達上國之委今度將也  
打拂以故未宣之是石自今以後酒歸而前之  
以通之也ねうづの石庭源道多記とてお慶方  
之酒也此多記後多度三度之用ふとお慶酒  
お慶山角の御成、付る地よりいへり度が打  
モ詫方ふもてお達る事無く言ふ

又月

私云源辻多記ハ酒私返拂之付室第トテ三度下  
の事同行役う

彼酒私取回と個人あひれあくは無れとテケて西  
東ノ海にて酒をとす事無く酒をとす事

長二寸三分可

厚一分半

禁144合

長二寸

厚一寸余

禁144合

重四十三又五分

重四十四又

右往古の金圖うり享保二年丁酉十一月二日瀘州東  
耶郡不井村の野鳥村余也と云前治の國六方也と云主繁  
不永りうりものけ園にモトソテ地とあるす隣  
屋の主は金子義持也人妻也因たせりノ所小  
居した八日あれとあせりうり今此少判二十又三と彼良  
に獨十二五八三六六何の代近理ち面メ端子の印  
時智多耶但うり保行乞主そ民持ちうり云辭小如也

古金を見付くよりあれど世教あり乍ら我國支那に立  
至り仰附程かく一泣えがそんとちるむかくもゆ  
まゝ老多からうへ食銀のほんぢれ度小程れゆ  
まゝひさしを人まわすもまうへ元伏室へ一旦ハ我  
ありふた財ありて生み度ハ人のねとあつてめもあく  
仰ぐとね済うて、而前よ執して貪者毫々財也  
ふきと奪ひふ方へ、それハ利よ奪ひいこゝを傳承  
主教義之

○豫向沖津の洋ぢてあるんともする本店よを便あつて  
云々に扒あくぬ必身りて膳人のあふら食ひをどう  
御と心外自厭と嘆て嘆よを扒森のどうりおんす  
あきらまるわあくみ白厭と投づらハ筋がて乞うと退  
さけり一扒無に人をねられ竹にいそかくハ退  
侍さん石のなはとあやしく事あと達り行は星  
儀小世机と今川彰秀情とゆく

○本市場吉京と蒲  
系の間酒店小方賀屋近年白革を至家の中二  
階の漆よ棚めうそれ小革とあてたけハ革おもえ  
もうりあつて中モ一筋ある革あるまゝハ一柄とも  
又是小二革とアベテスモ裁後多のとく毛皮の如  
眼あくは地わらう紅あくはとう毛皮あはれを始  
よ々賣ぐり白革かども浙しよ宣付うとあれど  
役を相手にて呼ハ必事多うにきく一亭吏事

抱かれ更に自氣の事と云つて、うなづくもよし

○富士山をモモサセと云ふ付野義云ひでの里をモ木家幸翁  
また彼の因泣すく福原坊流傳傳云一元禄十一年  
五百八年既至るいりやくへ修そーと改り

○日蓮黨の多受譲施とてある中には、加一派あり  
て久々せんと想はきり實文六年天下に令して世  
教流を禁制ありてに仮金黨モ、恐國流とゆて於  
後も久々に令ある是故守禁もくる眞言  
充祿令に及べ。 〔假形毛と刑〕とまると清め大槻天台の流  
れとも富永年年の比高生つ流是の文傳教の如  
き法事一也。 一黨内坊主京極林流罪ありて云。

正延五年嘗て久爾の諱跡を少して五家衆盲相  
渦と号す。 〔久爾に邪說と云ひ故に方角に令す〕  
是を刑す。 〔今年享保三  
年戊辰〕 東都に三島流とて又邪義  
勸もあらそひ邪流と云す。 〔三島三教〕 また本尊ハ儀体にてそ  
様のよりと差す。 〔生南尊と云ひ〕 たゞ日蓮の像右より  
もあらぬ事像と會て見そくこれとそろはそ詔ハ神をモ  
久の事と見てゆく度小こよりと見流と詔ハ神義城  
もとも契利新當り法よ似たり故に幕府の有司によ  
を捕縛よほき。 市井小令一吉田額と云す。 〔四月〕  
六月小立り詔十の事までづれし日蓮一度諸宗無  
得道の愚云とはてよう立ちあす日與の如 〔富士の花〕 日計 〔まゆ顕〕

筆流多流もく邪義とかく詠歌にて常一遇よな道ども  
詔もろひに毒を流する事又多風、これ小罪の刑小のみ  
者あり。寛文勘役の後審度り主事と改めり國家と歎  
ら人臣とれ逐うる事、蒼蠅の敵にて又集め妖精の陰  
れて又出づかば、傳法の為害のものへん神のあり、王國  
の賊ぬ者あれり是とひくあまさんや

○京師本國寺舎より津にて滝歸とかく一月を以て  
留ふるゝは夏六月より既夜詔司のり船二百人(モウ)  
抜き一舟入て滝歸七十余人(ト捕)其も星に迷ひ、役  
取宿あらずばん糞多の肉と野(孔)川の野の草の所  
にあつまれ、八月もうち車大か、詔字院やまとて

内りの海より車はせしは行へ京臺院をさみて  
本四寺今ハ六寺とありぬ、ソシテラの代ぬとぞれて  
此海寺跡顯寺等院坊をとすあれとすかくもけるやが  
方々(モウ)モセにぎりりとみて  
子(モ)ハ子(モ)とあつぬ、人馬(モ)よけて(モ)れ  
たまと云ひかくもやの黒狩り

○王禪登り答越志(シカツ)粉傳面(モレ)と都作也而母と不<sup>モレ</sup>風  
青樓倚門の伎小兒白雪推結甚も、美少年也(如是中ト  
此見細)我國最初の婦人梨園也少年活客と名ふとも  
高和漢是(シカツ)年少(モ)と云ひ、事跡を別語也(モ)  
う詔字院の所金城の姿あるとくと見とゆ

とせんじる事ありて云葉川のあゆの  
民が人情をもとめやと深にれて東西を走りと  
す。鷺野白羽のゆえもあすむつりを教ともす  
と清らあるの山城(御)史の云あり。山あひとえの  
民のさうりはれにまた谷口に草薙庵あり。因よを名  
のむるさくら生(アサヒ)を是とすの山もと圓とも  
いふ。思ひやうやうしてちくはれ都とも藏(アシタバ)て  
あら時や竹ひとまつひて、之後、ねどもひまわり是  
せとぬけふとほり。乃し人かくとまゆりとすとゆり  
一ノ木そよぐの山の東海のとそよは日あれのまとゆる  
。昔に徳宗(タカムラカシ)が御深國(タマリ)に西に走る人あり。其累に  
して帝に召せと史よけり。世の人濃引小移行(タマハ  
景)をもととて、去の古きより。御教の神國をもすふす  
寺(タマハ)の宝基と云う

さて帝に召促と史よけり世故へ濃引小移行一見示  
思ひ出をちとそあとのときあり解説の神例とまふ事  
すが法ノ原の定差と云う

○小説のまきひ、清光巖院の言れ事と書たり小説の  
説利より紀あり藤のの紀、二条源圓紀と云ふ(アラム  
濃州へ入りてはのたう)禅圓院事有利貞と云ふ者  
と松源と号し今續て言ひの法家寺に辟すありと  
ある舟団紀、主政事にあり、実源也

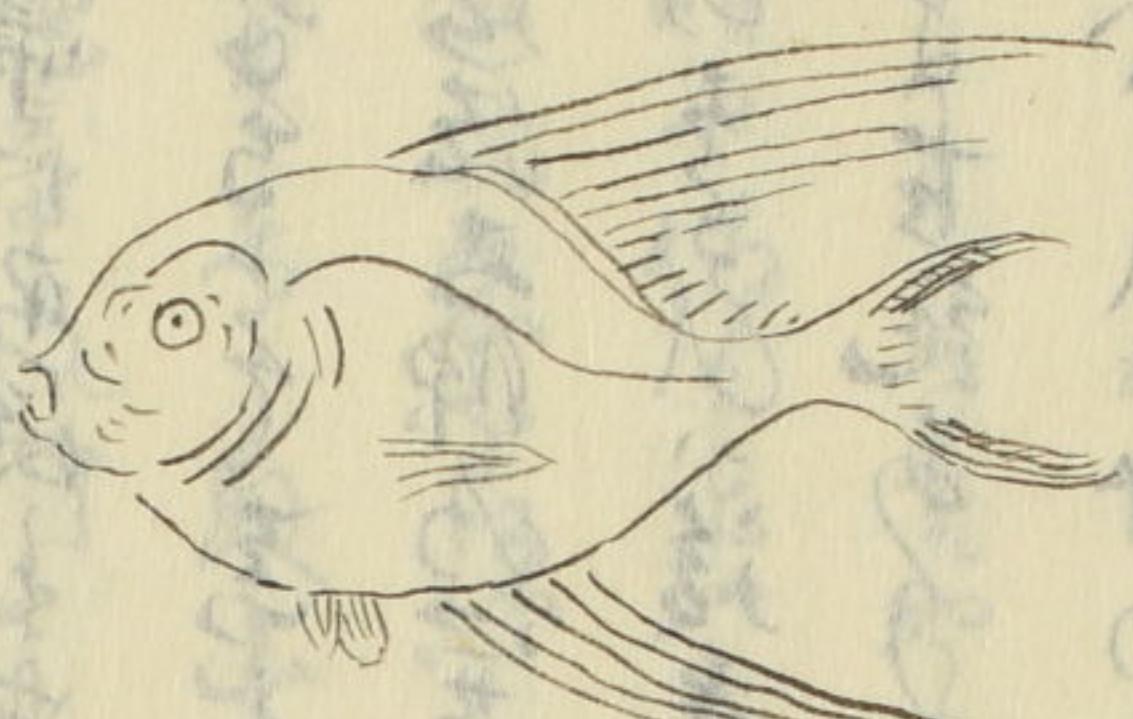
小鴻臚空毛少少有之

一七五二甲申年九月五日

三三

右ハ小島家乃從文久リ是とも亦一家の書式と見てアリ凡家  
人一絶ふ可のキリミト一色くハ廢古玉是ハそのうも同  
業の人にあたはす故く小島ニえりテもあらう故にか  
くの手写をもとと見て

鏡  
龜



背腹の鱗  
かのこ

鱗或ハ鰐の類乎も乎と  
ソ莫よと一鱗もく草  
まくモ他端身雲々又銀  
箔の如リ味若叶して餘  
リハクル

三山海の事也と云ひて海にて之島を記す人凡て是を傳

○丙午六月十八日上杉輝虎法名不識院謙信の靈と一祖より江川  
膽膏の神社の境より社を達上杉靈社と号す 是井伊家主人  
川人宮田十郎左衛門吉田二郎助  
君の意をふうてろくとく

○享保十一年正月大上法皇既會に依て極丘寺官復使  
トヤー魚虎國も度那も度山也度もの魂氣を汲一り  
新ノセウヒ附縫日ギ紀元正靈龜三年九月吉日改  
記と書くも賜

○樂の大太鼓たるハ三ツ五の在也 右方ハ二枚の右也 是雲  
右雷たの古文字なり 唯幕以紋より大太鼓の紋となり  
又雷鬼ハ狛の形と云ひ一雷鬼ハ狛の名にて雷神の

魚

星尊紋

雷紋傍よりよつまとふ

昂雷ノ字

雲紋傍よみづまうとふ

○或人曰後龍に爪と歯人の首にてももり附て皮を去  
りて上のひと様よもしく輪切たれと捨けられ  
何を放と曰りや曰是れの玉簾に又作る曰前象  
上環食中棄所操と云は上環核切之圓如環也と云  
之有あり食と遺も附ハ先神の薦め淳よ食す爪ハ昔  
あとに主へ一例を放せば

○淳水九竇は鷺源化鷺の尾則左淳水の人之を手離す又  
左鳥海鷺古小佐名方伝のあらくさまよすを鳥海直因が海より生る

母の祐を冒してちるといふ

七月の初夏多の者から勇とおもふり仰  
とのハアシテナリと云ふアサヒアサヒ

はアゲラ世美と因類にて又形と云ふ

す禽獸貴莫甲介の類一類アミテニカニ

アタマハアシテニカニアシムアシ

○加久縫江次書写既りて久字を元の字に代り兵者も  
亦参考加之縫と字せり) 因口改名改紀姓弓削モモ以  
言為大江東鑑けふ魚者語りて因口改名改紀姓弓削  
以言為大江テと魚者一須普提とス(カラソ普提スヘシ  
ト魚者一例を呵)

○福鷦<sup>ハ</sup>鳥<sup>ミ</sup>を<sup>ニ</sup>別<sup>ス</sup>のオ<sup>リ</sup>拂<sup>フ</sup>御<sup>シ</sup>西<sup>ノ</sup>野<sup>ハ</sup>勢<sup>アリ</sup>鳥<sup>乃</sup>所<sup>ニ</sup>而<sup>セ</sup>  
ク後<sup>リ</sup>和<sup>川</sup>宇<sup>ミ</sup>移<sup>フ</sup>リ<sup>三</sup>万<sup>石</sup>御<sup>シ</sup>之<sup>ニ</sup>足<sup>シ</sup>順<sup>ト</sup>故<sup>ニ</sup>努<sup>メ</sup>  
川<sup>山</sup>田<sup>ニ</sup>住<sup>マ</sup>レ<sup>一</sup>比<sup>丘</sup>尼<sup>の</sup>寮<sup>ニ</sup>食<sup>ト</sup>信<sup>キ</sup>モ<sup>カ</sup>アリ<sup>シテ</sup>此<sup>ニ</sup>多<sup>ニ</sup>純<sup>ニ</sup>浪<sup>人</sup>ニ<sup>ニ</sup>同<sup>志</sup>共<sup>ス</sup>と云<sup>者</sup>モ<sup>ニ</sup>モ<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>事<sup>アリ</sup>間<sup>ノ</sup>山<sup>より</sup>拂<sup>フ</sup>御<sup>シ</sup>の宮<sup>ニ</sup>と喰<sup>フ</sup>候<sup>フ</sup>一<sup>ノ</sup>福<sup>鷦</sup>是<sup>モ</sup>事<sup>アリ</sup>故<sup>ニ</sup>  
キ<sup>モ</sup>ア<sup>リ</sup>底<sup>ト</sup>無<sup>ク</sup>も<sup>リ</sup>ア<sup>リ</sup>の<sup>モ</sup>ト<sup>ト</sup>マ<sup>リ</sup>告<sup>フ</sup>ト<sup>ハ</sup>モ<sup>リ</sup>益<sup>シ</sup>房<sup>ニ</sup>無<sup>シ</sup>モ<sup>ハ</sup>福<sup>鷦</sup>二<sup>ノ</sup>別<sup>ス</sup>ト<sup>モ</sup>ト<sup>ト</sup>ヨ<sup>ウ</sup>カ<sup>リ</sup>  
ト<sup>ニ</sup>キ<sup>モ</sup>向<sup>ク</sup>喰<sup>フ</sup>候<sup>フ</sup>の<sup>ハ</sup>シ<sup>モ</sup>ヨ<sup>ウ</sup>カ<sup>リ</sup>ソ<sup>リ</sup>般<sup>切</sup>獲<sup>フ</sup>モ<sup>リ</sup>幸<sup>ル</sup>  
游<sup>リ</sup>リ<sup>迎</sup>エ<sup>リ</sup>拂<sup>フ</sup>御<sup>シ</sup>商<sup>ト</sup>て<sup>シ</sup>幕<sup>下</sup>（石<sup>垣</sup>）<sup>モ</sup>無<sup>シ</sup>モ<sup>ハ</sup>福<sup>鷦</sup>仰<sup>フ</sup>  
六<sup>ハ</sup>役<sup>モ</sup>因<sup>レ</sup>付<sup>ケ</sup>タ<sup>リ</sup>是<sup>カ</sup>の<sup>ハ</sup>是<sup>カ</sup>の<sup>ハ</sup>縁<sup>ト</sup>ア<sup>リ</sup>モ<sup>ニ</sup>

○朝<sup>庭</sup>の樂<sup>宮</sup>十七家<sup>奉</sup>日<sup>以</sup>人<sup>ナ</sup>七家<sup>天王寺</sup>あ<sup>ハ</sup>主<sup>ニ</sup>

初<sup>ハ</sup>官府<sup>代</sup>俸<sup>利</sup>普<sup>通</sup>神<sup>祇</sup>天王寺<sup>の</sup>寺<sup>産</sup>と<sup>以</sup>て<sup>ニ</sup>御<sup>リ</sup>  
福<sup>リ</sup>リ<sup>モ</sup>迎<sup>年</sup>和<sup>川</sup>神<sup>南</sup>村<sup>（和<sup>川</sup>又<sup>モ</sup>ミ<sup>ー</sup>め<sup>ニ</sup>る<sup>ミ</sup>）</sup>よ<sup>テ</sup>秋<sup>祭</sup>二  
重<sup>ノ</sup>の<sup>代</sup>ミ<sup>ニ</sup>三<sup>例</sup>ホ<sup>友</sup>の<sup>ハ</sup>よ<sup>ト</sup>福<sup>リ</sup>名<sup>家</sup>も<sup>記</sup>す  
名<sup>の</sup>系<sup>え</sup>ハ<sup>モ</sup>古<sup>老</sup>天<sup>王</sup>寺<sup>モ</sup>有<sup>チ</sup>有<sup>ル</sup>也<sup>ト</sup>莫<sup>チ</sup>有<sup>ル</sup>

○今<sup>上</sup>新<sup>殿</sup>遷<sup>幸</sup>次第奉行尚長朝臣<sup>（且露寺）</sup>左中將

兼<sup>日</sup>行事之上卿辨等參<sup>新</sup>造内裡奉仕御裝束當日之早且神祇官奉仕大殿祭先諸卿參集陳次奉行職事仰召<sup>（モセ）</sup>仰之<sup>（モセ）</sup>事於大臣退玄次上卿令官人數戰<sup>（ヒガツシキラ）</sup>次上卿以官人召外記仰召<sup>（モセ）</sup>仰之<sup>（モセ）</sup>事外記退出次上卿以官人召<sup>（モセ）</sup>仰御興御裝束事辨退出次諸卿起立<sup>（ス）</sup>

出御南殿代立御御帳前內侍授劍璽候御帳左  
右近衛引陳次公卿列立陝陽頭奉社反刷次  
圖司奏次少納言鈴奏次中務省取版位次寄  
御輿於簾子上達部將離列階下掃郊寮數  
筵道次上達部將上薦升階開簾戶進持御  
劍內侍前跪取御劍入御輿退候

宸儀乘御大將稱警次吏進持圭內侍前取圭入  
御輿退候次御同輿御生母云次又初將參進開簾之  
戶降階加列次御輿出御於御門下大將仰御  
綱諸臣供奉前後御輿到兼明門神祇官獻  
大麻雅樂寮奏音樂次御輿入御承明門曹  
留陝陽寮散供呪術前行次公卿立南庭東面北上  
次奉安

御輿於南階簾子左右大將及將候階下次上  
達部將參進開簾戶取劍璽授內侍  
宸儀下御大將稱蹕次御同輿下給次初將更  
參進開簾戶降階退去次  
立御母屋御帳前內侍取劍璽候左右次撤  
御輿大將上達部等退加公卿列次中務置版  
位次少納言鈴奏  
宸儀入御清涼殿豫敷筵道次諸臣退出次  
着御直衣更

出御書御座 供五莫陪膳 典侍役送 女藏人次  
入御 次供夕御膳倍膳 藏人頭役送五位藏人  
次於直廬藏人覽吉書先官房  
次藏人房 次下吉書於  
伏座上卿 次上卿奉行如例 次諸臣退出

宝永六年十一月十六日 天快霞  
因日初 内侍所遷座  
○仲あすかに主上御内裏へ遷幸あるをきく鳳輦  
のよもろぎに駕の御入りけり乃と諸臣ゆきせみ  
たりと矣一抱きよれり

同日初  
內侍所遷座

中院  
從一位曰太臣源和<sub>也</sub>翁

。或於巫廟前お経、或も重ねて後醍醐院げ観光也  
の少年をうへるにあひのほ人ニ御堂あるまいと  
あひて輕倉一よりへりあはるの雲の氣風もがくと見え  
れすうちかくは下りて坐して土にありてやせ  
内へて一首の詠製がたりま  
玉露の毛毛汗もあらううり別よまがふく  
れ居つて余り半ばえをすりえぬの礼教曰く  
そくそくと多き方の軍事れあれく勞功の名け  
主ある様あはりてキ歎五種持氏はすれどり唐川  
岩瀬郡と以セトテ二年中に主家を去り

左傳記

○太平記の義津を攻補の事、多々考に於け、時代を遙  
あれ、あり、恭久、貞久ハ河内源氏を曰く、歲百六十  
上國セ歟。

多々后大政高成草松下成久林至高高  
者へ是と以て義の三家と称せ

森經久

梅込松下廣流

竈野嘉兵

固本

林原

はに  
久ハ松下高之、義高系也

○山村良景甚清譯世

死生有命豈何驚况又武門一夢榮  
常護牢閨居要路閉擁書劍到深更

為臣卒引万般恨憶弟遙伸千里情  
偶向廟前人若問紫雲宗嶂是吾名  
うきるゝ浮世に於て至の月も秋月も西のふりえ  
をの身を若し同じ絶命風露すとゆう人の身を  
むとくを仰のまよた生と死れやう名跡といふ也  
○山の庄あり、浮牌あるは、ある新迦の本像があると號  
因乃後堂院をさうあつて、一旦荒廢の後、是日佛像の  
あり、ひきとどくもして、捨或そ大より焼ちよぼりと云  
人被傷と情も大の中より、免めさせと傳承され  
ゑ以て再興して、爲めとぞとぞ

○享和正徳六年六月五日恭心ム十三回の御忌辰、一月船行

續經耶君御余り所著者

初日

五月九日

御中柄

中日経

御大刀

近臣

諸大夫三人隨身六人布衣十三人

素襪以下如例

法橋一人同明一人

御直衣

縲

御紋三重襪

御指貫

緋紫鳥襪

御檜扇

御草鞋

御衣冠

御袍

御紋菊立浦

御表袴

御奴袴

御紋菊立浦

御束帶

御袍

禁色御紋輪無

御大帷

紅袖單

御裙

紅重紋

御表袴

禁色窠叢

玉帶

有紋巡方

御太刀

平座蔣繪

御平鍘

紫綾

御笏

御淺履

供奉諸大夫三人束帶

○或曰異邦之稱小矣。ものハ大唐大宋大内のあと右室を  
義<sup>ミテ</sup>テ、ち称を帝朝とありてハスのまこと書を  
す日を人あくまでスのまことけて右元大明と稱を  
と云曰ふアリ。又と称を古う文あるまと書。例多  
し令の序ハ右方臣友也。而第もにて後園の野よ  
うにと、いづる是浙なり。又云源陽長安と以て號の号  
とする。而當と云ふアリ。姑射源陽と以て仙洞の稱と  
考る。似竹あくつて是如古うる事と通年也。

学者八家ハシメと顔小松と那須山とあくみ半人ハミハル作人  
○今代世禄と云ふもうし代封产給も職因位因小  
也やまのうみ禄と称す。ハ布帛乃顔小して米穀水  
口す禄金と考る。一茶穀を料と定一茶當  
額主因禄主姓丈人也。日又茶金て茶半と云。故  
あり月料合料  
ありの事あり

○古文武友人の茶料とアリ。又弟は河内に御あり  
文友一位五十費文ニ位三十費文等以下初位二費又  
十文小至。又此官ハ從三位二十費文從四位九費文  
より八位二費五文又小至。蓋後世が減る事の法の  
因てか。又うと茶の侍古ハ、茶士小姓と稱すと云。也

因料と稱す。之を考へ乍レ太平記ぬ。旅たる者  
半人以下三百費にて。又茶豆と云ふ。茶の  
法ハ、經倉乃茶院院は下う。方一と云。きり

○古ノ國ノ年給料

山城國云廢稻凡拾六万束 凡稻五万束ハ善茶豆之  
守給六分稻五万束十束給三分稻 三万三千五百二十束  
様給三分稻二万五千束同給二分稻 一万六千五百二十束  
史生給一分稻 八千三百束 但史生三人全二万四千束  
三十三束 九百九十九束

諸國准之可知也。信國大字五下稻原者差別裁詳于  
令義解等也

田一町長三十步 稻糲凡五百束也。十町則子五百束百町別

五万石也。慈別國守之給地一百町也。外信田八町上山城

○上山之守從六位下

慈別信田八町也

職分田二町二匁 上田 介以下畠之

さばの割倍せとまうるもとあつて凡國小

公廨田職田位田功田口分田等の多め又頃主

大臣乃封えり是中世の充軍にて國田也

主計よりすして輸の地なり。頼朝も渡

と主地役を補して芳川を以て、要もとく藩無

れかうに切な力次第に土地を以てしてに至

ち渡地の号も取れて主取毛より起て地とし

作ら慶長五年天下一統の後主取毛足利右樹

○附屬下地余にどうぞ領之中世の風俗を多く余れよ

とれきことある。封建と同一の事とて然はるゝもの

ありとて諸侯と云はるも主従を有するも

### ○古國の歴

上總常陸上野郡ハ弓守と称す。親王の御用を

文政とす。人ハ弓守と呼ぶ。

伊豫播磨ハ江住上野河内近江丹波伯中六郡の

國丸早の少ま

山城太和八條の郡もあつて高麗ハ主兵氏代くに

六位

義深源岐伯源主役對馬ハりと六位の位

陸奥公忠ち庶とまう故てどんよ北てハムに  
通じ致前丹波攝慶義化傳を傳中後國防伊豫  
瀬波八多儀の義國之伯母

諸事の極内合ノハ江戸下絶らるく故也文童生、  
江戸海ぬ海絲文法為蓄客ノ

右從三位号朝臣卒基親の宦職秘抄には「す  
よ是正」の刻よして中世以来ハソつれとあり混す  
はきり先王の法稍遠の仰りと聞智に於  
てそ同席の進止ありし文治ヨリ一慶一元  
文明よ慶ノ故ナリ

○朝庭洋賈の革替れ太れ

或託ゆ云先づたの神との、後より右の神、  
又たゞそ無事と云場の百首ね雲のえ  
相手に折のり枝とお説てんちんえと伏さめ入る  
。左近右近の所ハ臣下少面してれん葉屋屋敷右近の事  
云ふれけりトアセバまれよもと  
○御在日浦氏ね津よ見まのつまことよも  
○三浦守法師陸奥守に伝少翁と云て古所此御津  
によみてモリ

きの役もく景つれふかの室と半あうく  
がて松葉あつてやのとくす下さんるる事無  
次事と深ふ少翁よほきれ一係の使とす

○ 石清水神主別當田系圖畧

紀兼弼

武内宿祢十八世山城守兼弼二男  
一曰友井子也云云

御園

彈正大弼

御豐

石清水神主  
始從五位下

行教和尚

石清水開基  
檢校大安寺

直濟僧正

益信僧正

謚本覺  
大師

安乘

石清水別當始  
大安寺

我國法印  
始

枝真

神主

定弼

神主

安定

神主

春實

神主

聖清

我國法印  
始

○ 本紀帝王本紀雜氏本紀 唐氏本紀

系圖

八神皇系圖

一卷  
蘓我馬子撰

帝王系圖

一卷  
舍人親王撰

續帝王系圖

一卷  
菅原為長撰

帝王廣系圖

百卷  
平基親撰

諸家分脉系譜

十四卷  
友京玄宣撰

和氣譜

一卷  
清麻呂撰

大中臣本系

圖書寮諸氏系圖

神別雜氏記

三卷

新撰姓氏錄

三十卷

傳記

藤氏傳記 一卷

大織冠 一卷

淡海公 一卷

武智磨 一卷

大政大臣源朝臣 一卷

嵯峨天皇王子

大臣傳 六卷

大將傳 六卷

菅家 一卷

江家 一卷

紀家 一卷

小野 一卷

滋野 一卷

橋贈納言傳 一卷

良大納言傳 一卷

吉備傳 一卷

以外若相公跡相公等の傳多々今抄三一二

○亦小説部の書傍角くハ故せり義教お軍門乗れ  
併て仁和寺より近文して返る。名ヲ同凡五百六十二弱  
入道太綱云々莫み今承へ承元二年八月館名所記の事目  
に見えどりは後承とて方や凡昌首金額支づる。ヨリ承  
並既に承起り又是に信矣。

○鎌本猪士翁河長原元二年頃御役の主より細川相模ち  
津氏よ屬。自來お城令代の附森源輔を爲とす。す  
我死す。森源輔を子たる。近本氏。三河守安の武士細川直に  
属す。申久一

○諸家名記の歌同或ハ度外の友号呼又ハ居所と名有  
しれおもてに達あへん。主署といひ  
李郭王記 武船と兼明親王院記あり

治相記

治と、字治相とハ互相に治たる也

長の記

台記

丞相と三吉と云頼長の記

山槐記

山と六中山槐と六槐中山因大店

大庭記

大府大名の庵久松義久お三方の記

永昌記

永昌に多所へ多所ねゆの記

銅駄記

銅駄ニ多所之中銅乞之天保の記

平戸記

平戸東氏戸ハ戸船民船を平維ちの記

長秋記

冬秋堂ハ室后文を文庵冬室后を文

仲時の記

西記

西六本納云の庵冬挽六納云光利の記

龍記

龍牛中納えとひがと庵冬を挽中納云

光惟の記

右のやう書目が又一門庭の書或は代文さんとの庵冬  
と書事常より庵冬をひりともふてひりともす若  
弓部乃友とあらしの事ありといひ多所傳ヒハ店と  
云ハ經庭をもつてひり姓ひり弓部院院八店と云藏  
名ひり弓部ハ店貟多所傳八人よめううはすあり  
又寧相と云ハるよ遠ひ行くと古々多所傳と寧相と称  
する事常とありハ近りあやまうて多所傳と  
せりせあり大善あやめく事は沿とありて伝よ遠  
き事人アカム行くひじりくねどちあはん  
量ろせひそびめや

○神谷石見守ち別 う波え未流傳ふ中のへ

三州豊海郡上郷十三村の因河左危堂材より仕すとる  
三河より多一一家之村又神若山を多一家法となりて云々<sup>ト</sup>  
の者既とて田舎より作り彼家の役によりての因工主の  
蝶と云 神若山の家人は神若山を大馬事とづらハ活寫  
く跡あり あきる

○書肆よ和州法將傳をめり是ハ和州ほり弘前井城を  
陽輝高ひまえなし、とまくよ併從従官位下伊勢守宣次  
まきの時母<sup>まきの時母</sup>守代との事と記すり順慶此ハ義京首井を主  
以<sup>シ</sup>或<sup>シ</sup>後院首井に治法よりもろく代、自殺<sup>シテ</sup>の元  
佐小<sup>シ</sup>て義永以<sup>シ</sup>事と云くとある<sup>シ</sup>獨り之を

康正元年三月五月義政攻軍首井降洋房光宣  
法<sup>下</sup>皆<sup>サキ</sup>に命<sup>シ</sup>て和州耳擅<sup>シ</sup>よ首<sup>シ</sup>下<sup>シ</sup>ノ<sup>リ</sup>細り<sup>シ</sup>  
藉我入康<sup>シ</sup>屍<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>よ入<sup>シ</sup>モ

天文十七年三月島山に至<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>義忠<sup>シ</sup>昌<sup>シ</sup>虎<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>て  
明羽<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>しもは附工三宿鄭衆功<sup>シ</sup>と明人<sup>シ</sup>豊心  
丹<sup>シ</sup>の葉<sup>シ</sup>方<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>役<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>かく<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>に亨<sup>シ</sup>延<sup>シ</sup>二年衆功  
部<sup>シ</sup>に使<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>は附薩<sup>シ</sup>の信實<sup>シ</sup>麻<sup>シ</sup>房<sup>シ</sup>光淳九郎<sup>シ</sup>  
衆功<sup>シ</sup>と因<sup>シ</sup>私<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>解<sup>シ</sup>半<sup>シ</sup>法<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>和<sup>シ</sup>が五<sup>シ</sup>月<sup>シ</sup>  
西<sup>シ</sup>方<sup>シ</sup>にして<sup>シ</sup>聞<sup>シ</sup>令<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>委<sup>シ</sup>け<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>世<sup>シ</sup>同<sup>シ</sup>要<sup>シ</sup>附<sup>シ</sup>者<sup>シ</sup>  
委<sup>シ</sup>葉<sup>シ</sup>う<sup>シ</sup>り<sup>シ</sup>や<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>ハ<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>あ<sup>シ</sup>大<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>  
と<sup>シ</sup>呼<sup>シ</sup>元<sup>シ</sup>東<sup>シ</sup>ハ<sup>シ</sup>葉<sup>シ</sup>あ<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>沈<sup>シ</sup>廢<sup>シ</sup>而<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>稱<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>島<sup>シ</sup>山<sup>シ</sup>也<sup>シ</sup>

神保来に付一十九葉より豊岡かと云  
光淳は所と云ひあそびと稱をあら年三十八歳の位  
持よへて天文七年五月廿二日寂を竟せまつて寺  
富ノ坂をよきとすとぞとす

天文二十年六月筒井昭幸せうり坐して三月五日  
ぬくかくある角根町ある隼社の邊に歎河不  
とて音圓の至るを歌うて留小主とすと  
詠音と云譽る號なり年少と云ふに比あつれ  
父序よ仰古て歎を説松念萬寧等軍事成玉か  
けよ後をあ忌詩へううてて晉成対すと付育  
日よは令派とあつてゆきのけりりと放よ面教  
の後讀に事と傳りゆうて後再びにうととむ  
かくあみと云ひとむえ

○筒井堅義法名天正十二年八月病死せうりを竊堂  
布衣次第八度去十九万石ニ高麗支那西人殉免  
をもと

尾張三位家薨逝の時御身人殉死の事あり迎  
せ追候の如のやうにふそれとも天正中筒井り死  
き時に殉死あり忠吉公ハ慶長十二年三月薨  
を筒井に後うる奉立年

筒井家人ね念を後ちを政初の冬ハ九弟布松念右  
近處京宿をうちの吉海津美の左衛門大森右内紀

道行のあまにてて建に寺堂を造ふ東方寺修宗  
坊寺源エオオニ

紀系源と橋井に至源は久遠之地方馬元紀  
主を三男ノ景致を雇用し半ハ弓矢小火刀審  
候候橋井氏よりと源唐國にて恩賜うけ候  
ヘリ者もとせ礼を高一武とおひる名と  
うり威君と半と一要こととめがる御令は延  
ハシマダニモチニ内や御寺光徳と向く橋  
川御子にあり般うり橋井の端恭ににて言  
ひしと南都の高人恨後まで殺す中うそ  
橋井町の橋を立候を金主唐野主毛利おはす  
富商あり一は一揆のねとうり身福寺ふ万代虎  
登流二千余人、主不浪人乃ひは江所町へ百姓も  
近習食主三方余乃伊豆と以て橋井氏と威君半  
身主は府南の民あ多く桂子一ノ門人の合  
一。此義を世子へ詔あら夙う  
○修よ此と義を一ノ門人候半江信正は海  
○三列諸家の内牧地右ち元成室柳原小平左  
稻佐半左衛門主屋出をちらえ松食正多左衛門猪毛  
久た三官高彦宣井と半左衛門法秀ひほせうひ  
各武功技群の勇士うり般至て幕下に居せ  
レキ詔候又班セラ西日のあめ之

○元泓の娘工藤次多内侍府ち京皆川左衛門殿と  
以て一級長郎と称号とせり。被徳の裔  
梅ちゃんを西院前多良家不細殿と號す。是れの  
一族にして處矣。

○今川左馬助氏を(源氏)の男今川強源氏の天  
正十年六月一日位長江に號す。於て總守職を  
居候中源弘太極玄蕃も總守職を承り天  
保七年正月五日正月二倫を下す。勅  
諭は親王(源氏)。正月五日二倫を下す。勅  
諭は(源氏)。正月五日二倫を下す。今名古屋  
城へ立つ。

梅ちゃん勅諭不見まつす。うん詔書の如き  
梅ちゃん南朝没にて。せひよ。無糧也。凡  
費(源氏)給ひ。せひよ。わかく。大伽藍の  
造立ひ。うけつら。大般身後寺。東院。日次詔  
と可考矣。

正平七年三月勅使光資辨人參了條々御返事云御料  
足事々即被遣二千足於勅使宿所之處。乞之  
間持參難儀之由申之間以御使良空此外近日  
沙汰難注候由被仰之處。左候者先可給二千足  
申候。間次朝被遣了。

○今海南方北げあり。通より二十里文の所と云ふ  
一往々セリ。而より少羽と云ふとも云ひ。がとう

卷之二  
辛古記より西里都主守也  
されしにあふる事、充のとて、富可及り祀焉也  
○因きにとくも又ハ別のうかくも因時也。あはくまくすけの  
書或もニ不ス祁ミムカクモ納キトシナシト宣セテ  
神鷹山あづけハ空に立ちてまたエモアキ、千本松行を

在ハ内文モ納經冊

カナニ  
立りかたの元岸を新地主を纏墨の御代とお墨子人

右ハ内文モ納經冊

凡そ部下も、うが工も見るのうどくしてから古あハハ内  
久と子げてかく半を例る

○津ち家端を寺堂院櫻林石化の左端のひき玉画

者ミタ畠也

名目頌義二藏 選擇 小玄義

文句禮讚論洋土

論

右八部多於よ次二人ありて石化と推定モ  
名目の古比三年にして頌義石化とありて左を玉  
正口年はく八部西主一を初の年よあう辛十八櫻  
木也

○尾川二宮大縣神社神主署系家紋圓の一つノ神主  
左尾の代ハ才致の神主外初役名號の名口年はく  
とばつ云

秀益

重松兵庫少

秀滿

次高太支

秀村

中務至文明比神  
主属斯波尊康  
勤武事

秀永 神主左京進 九十八歳

秀春 神主喜三郎 八十八歳

正平 桂津中務少輔始仕織田 家後仕池田家子孫至有家

木乃富 有藤喜左衛門 仕酒井右近

女子 倉地兵庫分妻

勝正 落合右近將監 春日井郡上木村城主

正時 庄五郎

成正

桂津吉左衛門始仕織田信雄々後神職 成時家相続祖也

正行

桂津金三兵衛 仕中川勘右三門

秀义

神主筑後 八十三歳

長治 佐橋右衛門奉仕

千代姫君

吉信

佐橋九郎兵衛仕 同宮大隅守

長光

佐橋理右衛門奉仕 尾公

信元

佐橋金右衛門

秀周

神主正六位上織部正八十二歳

母佐橋守右衛門尉女

偏秀

神主織部

英利

神主兵馬 母細野西郎兵衛女

英安

平岩十助

秀高

有藤達之助

主和氏家至失一失一或ハ櫓と称一或ハ弟と称モ今按  
考之蓋尾張氏の庶流りに條院庶化元年十二月尾張  
國諸社神領廳定及ひ同二年四月の文より  
ナラケ耐尾張流利假名至私分一系守保三十町六段大  
と云々又元祐十九年三月吉原と稱ガトヨリ至私分門番の  
是ニ尾張山寸の山すも往古矢張  
名ナセラシと以て考アリテ元尾張氏有る事  
印ノリ四事紀述源縣君祖大荒田余云々姓氏

曰傳建尊三世孫大荒田命云云傳よ云尾張守ニ  
主ハ大縣令と云り、臣國を阿讎國と改め、一足  
縣令の姓也とあれハよびに之けり。曰平武守也  
是も尾張守神事社也。之ニ世祖神孫孫孫守  
の社也。れハ尾張守と云く神至と云ふ者也。小  
白川橋氏ハ尾張守氏社也。云々

二宮  
古瓦  
之湯

神主古瓦の地を小計とす  
亦尾張氏の本代ある。ゆる  
うん

○尾張守神主 中將連ハ天官守令の裔也。唐志三年八月  
あり久留守家翁元政是も尾張守。建武二年二月  
福應守一是も尾張守也。お終今署記之

秀将

神主古瓦

秀定

久留守家翁  
佐助御前

秀守

称號未詳  
天文中辛未年  
卒

成海

毫八郎或称塙川  
成因永源祐之

秀光

篠原源六郎厚齋國任其名  
御軍守天正六年十一月死

秀正

即之於江守

秀信

毫九郎長門守

秀利

市九郎

秀富

無庫介正六位上  
右近御様式

秀勝

左門

○三州易守も林寺、西山派。そのうち澤ふな守尉名元易守  
の城と築けたり。附建之善守は陽とぞ。——章義

○余語右守門を支管原成政 法名梅哲

余語長盛

坂井右近將監成種

佐々内藏助成政

太宰府主司の御より是を仰くハ金持おきより金持ハ佐々

五代庶流ありよ草原と云ひ之故也

○凡都主立下り錦を織り主附錦小被こへ入法國綸綸  
名前邊縫錦と織りあり 石神美沙醫未小車形等の錦  
あり今やまと小さと神すくに用ゆるぬは是庶外  
物にて工手のねと名の韻府統編より日本麒麟錦金  
花絣同とちひ杜陽雜編この國明霞錦光耀芳馥五  
色相向而美麗過中國之錦と云ひとつて我功  
と云々今主附所織袍衫の穀繞等あり 錦羅光綴

を不ふと稱ありて萬子ア細多

○安藤氏西流ありともに安東姓號を從つて一流平姓東  
信以人と云々 安東姓あらわちまほ

安倍仲磨

泰平鎮守府將軍

朝任

安東左侍門尉  
鳥羽院武者所賜安東姓元依安藤合而號而稱安東

致乾六代庶流坪六代後改焉

右京

武者所

兼平 安藤

以下零之是を更に永野姓の  
該處傳の事より

中柳シナヤシに仲磨ハ中柳之捕布信松シナヤシのよと又大細云  
鉢平のふとも立つて天平治定二年入唐彼國大曆  
五年正月度主て卒死し 我先仁常主を參元年之

あれより多額院歸化の年号して凡三百三十九年

○其間只ニ代う。半り廻り一室で世系をうりあつ  
半りうへて至るよりうるをゑ

○そく年々ありりん蟄居放生舎は汝隣處の邊に  
中間うへて写乃後おもむきよの記すよまを替ふ  
うせうへて跡をうけたる後、正福院門  
をうへてはあへんやうれりてねくをあくと  
さへは汝ゆけは般度無事の士岐院をうみ  
家の徒者うへまくの五と御主のう事とか  
からうへてゆくもゆくもゆくもゆくもゆくも  
うも減らぬもありれいかひへとくを御君奉事の地に  
敵ありとすまも無ひ入て首尾好至人のあらうにせられた

帰りゆうそを今一人の夕年ハ從者うふとせり  
あそよりれど又よあくすりへきめの身のと  
とも武林の窮小生れさん人あれかく行くと  
まれもまほり心とくたむけり忠の心とついた  
のとくへあふ半うすや登三月

○癸巳正月十三日院ゆき

常和琴

院御製

中院四二位通羽

○あそよりまつもぬごで琴れ候よゑうす事の多

武者少林院二位高院

えもあゆきもれづりよむ初音もあつてすう  
○三月吉三の夜石枕村の稻荷と古屋の御祠懶む近  
きる七日山玉は古九月え祐丹み勢み勢か村社の辻神まじん幸和多屋  
○平家相傳の仰古後まことにあり云々の分承是よちも移伏  
處平野澄の官邸故中納府也に平家め御内作志延一と  
記され一機若き人よ派毛と不思ひぬよま見えあやう  
らゆき

の登色まる月ナシて度の如き家村あけ方角居  
九多居と云者古事記に思ひ多く  
く塵芥と入理も極西の時間放男た入て芥の行付す  
をひそみす一人入てらんク も又一人の男心こゝと  
るかうて牛に入り身も赤玉レモン家カヤのよのむち

多喜井をうとゆありひとちにえへた升ふ先達  
をとお汲入て後下り仕事もあひそへるがま  
命を失へとておれあひ入てアラムはもうエテ  
てしまあうかねがアおきとアラムを無汲入毛  
く後下りふ二人ともあけアあく死よリ  
先にアハシの男井づあひてやうて  
死す後下りえさぬとやサ申えます他方て清り仕一ノ高  
と疑もめり併し人ノぬ一ノとそんとお清り行  
言ふほぬれ井、それあくぬすり毒氣ありそんと  
害す没や汚塵裸井の程積りて氣塞まち中塞毒  
をくや井底のまつ吹きをて撃ておと教  
り只もお捨れの一つなり

古湯雜俎

もは筆あり

○元野新波郎品猪、神君に仕事して賣鐵の乞う  
事ありて、山河金城は鉄を半三也と西邊の  
事よりて、浮世と換て山中は法事手少てあがめ、大  
黒とは久々一念佛してあり、後神君手を西  
くて御迷惑あり、左川の里十三、今は高遠寺院  
品猪がの冥祀にして、主所とほくへむ。

○遂到後松井洋喜院を祀る冥祀を志義戸祖師、後  
多承院寺の空手とや山つよして、名元和為の師  
見ありて、元入室して曹洞流の様つと仰、號羽  
の後前戸、志義と文うすと立あひて、名元和。

八  
師見ありて、志義を貢ねあよ附れ、禮とある  
や前く、志義弟よ入て、童よそり至て、師の京可と立  
候て、義戸送して、宗に入師曰法二ノ子仰之  
あに道元ありて、我玄衍と文置きて、ゑるす  
仰之、りんやと、弟子ともを以て、海まで、名元の後  
志嗣人半と、號をうへて、名元院よ近化せられし  
ま法嗣德和尚、尚よ法と文うへて、とろ人譽向の志  
五寺寛忍哲云、海まで、福作、義尹のげ、義よ義量  
和尚の法嗣と、や尾衣深剃入る、山寺と號とす。

○或同尾城南古戸村、お羽陽峰あり、その他園森本  
に力翁の故寺と云ふ、義お羽、豆川古渡にて自居

サリや何如故よ當國にいき傳ありやと云者もハ源  
に由ゆあれ、そのうミ為胡古渡村と號りセシム事  
又はまにあり、と是へ作る

源為朝 鎮西八郎

義實 上西院判官六条判官為義八曾  
隱尾州知多郡

義直 上西院判官代

義益 太郎

實信 上西院院藏人

義信 左衛門尉

義房 藏人三郎

義季 市部太郎  
住尾張市部庄

僧慶乗 一作桑

義長 三郎

為頼 於伊豆國大嶋出生

為宗 鳴太郎

為家 改為政大嶋祖  
大嶋次郎

為通 大嶋次郎

女子

朝宗 大嶋三郎

為直 大嶋七郎

○世ノアリ後裔萬代ニ至ル如キ内侍小云古渡宮  
森ハ羽羽林軍無事系統と云今ハ八情と稱キ  
○日蓮ノ種姓、之傳へ度重なる事年々之を繰り下  
以テ之房忍ち考山延生子の什類のトク少く彼系  
名を書キ、拙ちに是ニ考究の極、従て之をかず  
宣られ沙撫法宗系是トク、一写也セ、立トク、如く  
にセ、トクアリ、それハ西中其孫井伊家也、實名已而政直  
井伊家第  
實名、之を正行述井伊家系と全く空き、是後  
彼名流考傳リ、トク系名と云ふと云及後は益渡等  
と云々、時至小源又乃孫子一人也、繼之、而承之と云  
云三四國氏と書チ、之以て今母の鳴仰也、ケーハ也

化り事多々

賈名正行 大三郎

重實 五郎

重直 太郎

重忠 三郎

重政 太郎

重良 三郎

藥王丸 目連

重友

○萬代守 濱松大輔之子系代及古記と考る  
○萬代守の孫也元年五月廿三日死す因て少乃  
著に葬すと伊水記又書す

○甲午貞使の琉球人十一月三十日也とも下船て一百七十  
人疏ニ申す吉貴移居西使と指挥して回り  
船貨見以て人足無人馬也延傭夫百十人既復馬百  
四十足

或人云琉球王の世系如何と尋問す尚清記事一篇を  
著して之世代と書す 尚清とハ假名也

明朝冊立琉球中山王世系

武寧 中山王察度世子 永樂二年冊封

思紹 尚己志 尚忠

尚志達

尚金福 實志達弟

金福卒後其弟布  
里子金福之子志魯争立

尚泰父 布里之弟

景泰五年勅嗣王封

尚德 天順七年嗣王

尚圓 成化七年嗣子

尚真 成化十五年嗣王

尚清 嘉靖十年嗣王

尚元 嘉靖三十七年嗣王

尚永 万曆四年嗣王

尚寔 万曆三十一年嗣

薩麻那州附庸中山王代々

月半の慶長十一年三十七年 明萬曆 造唐家 大神君の

令をまし中山教と付て奉れ、主尚宣と大房に

是と以て國事小引て、余余めりて、けふ王に

封——薩列の附庸とす。是より無年秋祭十二月は薩

列將首此爵位我國の封令とあすは、是より無年秋祭十二月薩列傳ヨリナリサツルトトシは薩

將首大樹タケの御名タケノミコト也。金武玉キムラヒコハ自嗣封

と謝タケ。是より禮使タケノミコト又使東傳タケノミコトの事。九月十四日

柳葉に達タケノミコト。諸大老漢タケノミコト云房賓タケノミコトの五使薩

候家タケノミコト費用タケノミコトと無タケノミコト。世戸又西土子至東打發タケノミコト

費タケノミコトとせす。只ろ樹タケノミコトと望タケノミコト。使タケノミコトハ皆迎川口

テタケノミコトと御タケノミコト。是より中山玉高蓋主屋タケノミコトの御薨

セタケノミコト。先年中山玉薨タケノミコト。是年喪タケノミコトと、清致タケノミコト。

冊封使タケノミコトと文書タケノミコトとあつて、三年純喪タケノミコトと清致タケノミコト。

嗣位タケノミコトと謝タケノミコト。是より例タケノミコト。小室毛野タケノミコト。

明年八月冊封使タケノミコトに到タケノミコト。と傳タケノミコト。以取タケノミコト。西使雲東タケノミコト。

卦瑞據タケノミコトと府使タケノミコト。九月薩列鹿鴻タケノミコトと。十月タケノミコト。

請タケノミコト。六月タケノミコト。休起タケノミコト。十三月タケノミコト。池鶴納タケノミコト。

宿大佐タケノミコト。十一月タケノミコト。休起タケノミコト。十四月タケノミコト。宿二川タケノミコト。

同宿深松タケノミコト。十七日タケノミコト。休起タケノミコト。十八日タケノミコト。休起タケノミコト。

十九日タケノミコト。宿毛野タケノミコト。十九日タケノミコト。休起タケノミコト。二十日タケノミコト。宿東京タケノミコト。

正月タケノミコト。宿毛野タケノミコト。正月タケノミコト。休起タケノミコト。正月タケノミコト。休起タケノミコト。

正月タケノミコト。宿毛野タケノミコト。正月タケノミコト。休起タケノミコト。正月タケノミコト。休起タケノミコト。

○後タケノミコト。白子タケノミコトと云タケノミコト。生タケノミコト。死タケノミコト。

人跡よ近うと立靴廻小えり俞年が後御方税に是を  
社ムと呼へリモサムるをバ祐國と云國蜜が譽辛  
難藏又近時社ム々々回回所買或言其脳中。有珠  
社月又文胎の者肌肉純白鬚頭髮青白もと一色と俞  
弁ニテそれと徐鬟ウ胎亡産化論褚氏が遺云々<sub>ハ</sub>  
社り此事矣」と比山駿

○赤慶大吉傳を支那異ハ汝阜校蘇の後胡倉義弟ハ  
合之元年八月高僧義景敗少の時刀弑校少子  
戮死そ

○諸葛孔明謚忠武侯忠義節操後世實無他比

我朝羽林棹公

正成資質正大某  
規矩似忠武信

### 称

程子曰孔明有王佐之心 張子曰孔明其體正大朱  
子曰忠武侯天質高所為一出於公

此類ノ語多シ

○ある義仲の男達承冠者系是名義基とあり東  
鑑又ハ義高と云ア年幼の頃よりハ義堂に仰り古  
の名詩書よ傍々聞えモ一とれてアツクシヒ  
義仲のゆ名「豹王丸」とアリトアシテ古詩よあるま

卷之三  
七  
同人集

時子之謂。門人也。方丈也。大師也。大師也。  
雖是地頭。甚矣。因門也。因門也。  
社也。社也。社也。社也。社也。  
義也。義也。義也。義也。義也。  
也。也。也。也。也。  
○醫學。醫學。醫學。醫學。醫學。  
○本草。本草。本草。本草。本草。  
○藥石。藥石。藥石。藥石。藥石。  
○諸葛。諸葛。諸葛。諸葛。諸葛。

卷之三

